

## 明 細 書

### 電子掲示板システム

#### 【技術分野】

この発明はネットワーク上で運営される電子掲示板システムに関し、とくに、電子掲示板に書き込まれるメッセージの内容を事前に自動的に検査するとともに、掲示板の運営管理人に検査結果を自動的に報告する情報処理技術に関する。

#### 【背景技術】

パソコン通信やインターネットの世界では、電子掲示板システムが盛んに利用されている。電子掲示板システムは、事業者によって管理されるサーバコンピュータによって運営され、サーバコンピュータは、ネットワークを通じて送られてくるメッセージをデータベースに蓄積管理し、また、接続してくる利用者コンピュータにデータベースの内容を提供する。

現行の多くの電子掲示板システムでは、その内容を特に検査することなく、送られてくるメッセージをそのまま掲載してしまっている。そのため、電子掲示板に掲載されるのにふさわしくないメッセージ、たとえば他人を誹謗・中傷するようなメッセージや、電子掲示板システムの品位を低下させるようなメッセージが掲載されてしまうことも少なくない。このことは社会的な問題として関心が高まっており、早急な対策が必要とされている。

そのため多くの場合、電子掲示板システムの運営管理人が自らが運営している電子掲示板の掲載内容をコンピュータ画面で読んで頻繁にチェックし、不穏当なメッセージが掲載されていたら、管理人コンピュータを操作して電子掲示板システムのサーバコンピュータにアクセスし、そのメッセージを掲示板から削除したり、メッセージ掲載者に注意を喚起するなどの作業を行い、掲示板の品位を保つべく努力をしている。この作業はきわめて面倒であり、多数の電子掲示板を運営している場合には膨大な人手を要する。しかも、大変な人手作業を行っても、不穏当なメッセージ掲載による掲示板の品位低下を確実に防げるわけではない。

また、複数の利用者が同時に電子掲示板にアクセスし、互いのメッセージを掲示しあいながら文字による会話を進める利用形態がある。これはチャットと呼ばれており、きわめて人気がある。チャットの場合には、誰かが不穏当なメッセージを掲示すると、瞬く間に他の人達に影響が波及し、不穏当なメッセージが飛び交い、騒乱状態を呈することが少なくない。こうなると電子掲示板の品位が崩壊するにとどまらず、社会的な悪影響を憂慮しなければならない事態に発展することもある。仮に運営管理人が電子掲示板に張り付いてチャットの内容を監視していたとしても、前記のような騒乱状態を未然に防ぐことは簡単なことではなかった。せいぜい電子掲示板の運用を緊急停止することぐらいしかできなかった。

### 【発明の開示】

この発明の目的は、電子掲示板を介して行われている自然なコミュニケーションを保ちつつ、不穏当なメッセージが掲示されることを事前に自動的に阻止し、しかも不穏当なメッセージが掲載されようとしたことなどを運営管理人に自動的に通知する機能を備えた電子掲示板システムを提供することにある。

=== 第 1 の発明 ===

第 1 の発明にかかる電子掲示板システムは、つぎの事項（11）～（16）により特定される。

（11）ネットワークを通じて利用者コンピュータと通信するサーバコンピュータであって、電子掲示板機能により利用者コンピュータ間の情報交換を仲介する。

（12）利用者コンピュータからのリクエストに应答してメッセージ登録画面を送信する。

（13）掲載希望者がメッセージ登録画面に記入した情報を利用者コンピュータから取得する。

（14）メッセージ登録画面の記入情報のうち電子掲示板に掲載希望のメッセージについて、掲載禁止用語集に照らして検査を行う。掲載禁止用語集には、電子掲示板に掲載することは不適當であるとして事前に選出された用語が登録されている。

（15）掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれていない場合、当

該メッセージを電子掲示板に登録する。

(16) 掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれている場合、当該メッセージを発した利用者コンピュータに対してメッセージを掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、メッセージの掲載を拒否した事象を当該電子掲示板システムの運営管理人コンピュータに対して通知する。

=== 第 2 の発明 ===

第 2 の発明にかかる電子掲示板システムは、第 1 の発明においてつぎの特定事項(21)(22)(23)を備える。

(21) 個別にアクセス可能な多数の電子掲示板を管理し利用者コンピュータに対して提供する。

(22) 前記運営管理人として、個々の電子掲示板の主催者である多数の掲示板管理人と、すべての電子掲示板を含むサーバコンピュータの運営者であるシステム管理人とが存在し、これら管理人の通知宛先情報を保有している。

(23) ある電子掲示板への掲載希望メッセージに前記掲載禁止用語集中の用語が含まれている場合、当該メッセージを発した利用者コンピュータに対してメッセージを掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、メッセージの掲載を拒否した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータに対して通知する。

=== 第 3 の発明 ===

第 3 の発明にかかる電子掲示板システムは、第 2 の発明においてつぎの特定事項(31)(32)を備える。

(31) 掲載禁止用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。

(32) ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた掲載禁止用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。

=== 第 4 の発明 ===

第 4 の発明にかかる電子掲示板システムは、第 3 の発明においてつぎの特定事

項(41)を備える。

(41)前記掲示板管理人コンピュータと通信し、前記掲示板管理人の要求に応じて該当する電子掲示板について掲載禁止用語の前記個別用語集を作成する。

=== 第5の発明 ===

第5の発明にかかる電子掲示板システムは、第1に発明においてつぎの特定事項(51)(52)(53)を備える。

(51)前記掲載禁止用語集に加えて要注意用語集が用意されている。要注意用語集には、電子掲示板に掲載するものの、電子掲示板に掲載したことに対する社会の反応に注意する必要があるものとして事前に選出された用語が登録されている。

(52)掲載希望メッセージについて、掲載禁止用語集に加えて要注意用語集にも照らして検査を行う。

(53)掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれていなくても、要注意用語集中の用語が含まれている場合、要注意用語が含まれたメッセージを電子掲示板に掲載した事象を当該電子掲示板システムの運営管理人コンピュータに対して通知する。

=== 第6の発明 ===

第6の発明にかかる電子掲示板システムは、第5の発明においてつぎの特定事項(61)を備える。

(61)ある電子掲示板への掲載希望メッセージに要注意用語集中の用語が含まれている場合、要注意用語が含まれたメッセージを掲載した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータに対して通知する。

=== 第7の発明 ===

第7の発明にかかる電子掲示板システムは、第6の発明においてつぎの特定事項(71)(72)を備える。

(71)要注意用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。

(72)ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた要注意用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場

合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。

=== 第 8 の発明 ===

第 8 の発明にかかる電子掲示板システムは、第 7 の発明においてつぎの特定事項(81)を備える。

(81) 前記掲示板管理人コンピュータと通信し、前記掲示板管理人の要求に応じて該当する電子掲示板について要注意用語の前記個別用語集を作成する。

=== 第 9 の発明 ===

第 9 の発明にかかる電子掲示板システムは、第 1～第 8 のいずれかの発明においてつぎの特定事項(91)を備える。

(91) 前記運営管理人コンピュータに対する通知が、それぞれの事象を伝える内容の電子メールを該当の運営管理人の電子メールアドレスに向けて発信することにより行う。

#### 【図面の簡単な説明】

図 1 はこの発明の第 1 実施例における電子掲示板システムの概略構成を示す図である。

図 2 は第 1 実施例における掲載希望メッセージの登録処理の流れを示すフローチャートである。

図 3 は第 1 実施例において掲載希望メッセージの掲載を拒否した場合に利用者コンピュータに送信される画面の一例を示す図である。

図 4 は第 1 実施例において掲載希望メッセージの掲載を拒否した旨を運営管理人宛てに通知する電子メールの一例を示す図である。

図 5 は第 1 実施例において掲載希望メッセージに要注意用語が含まれていたことを運営管理人宛てに通知する電子メールの一例を示す図である。

図 6 はこの発明の第 2 実施例における電子掲示板システムの概略構成を示す図である。

図 7 は第 2 実施例における掲載希望メッセージの登録処理の流れを示すフローチャートである。

## 【発明を実施する最良の形態】

＝ ＝ 第 1 実施例のシステム構成と用語の説明 ＝ ＝

第 1 実施例について図 1～図 5 に基づいて詳細に説明する。第 1 実施例は前述の第 1 の発明と第 5 の発明および第 9 の発明を包含したものである。この図とともに以下の説明で使用する用語について説明する。

[サーバコンピュータ S] ...電子掲示板システム全体を統括管理するコンピュータである。インターネットに接続し、WWW サーバ 10、電子メールサーバ 20 として機能する。

[利用者コンピュータ C] ...利用者によって操作される広域各地に散在するコンピュータであり、インターネットに接続する。利用者はメッセージの登録や閲覧を当該利用者コンピュータにより行う。

[運営管理人コンピュータ M] ...サーバコンピュータ S 上で稼動するソフトウェアのメンテナンスを行うコンピュータである。インターネットに接続し、運営管理人は自分の電子メールアドレス宛てに送られてきた電子メールをこの運営管理人コンピュータ M で受け取る。

[電子掲示板 30] ...サーバコンピュータ S 上のデータベース管理システム DBMS によって管理されるデータベースであり、利用者から送られてくるメッセージが格納される。

[掲載禁止用語集 40] ...サーバコンピュータ S 上のデータベース管理システム DBMS によって管理されるデータベースであり、電子掲示板に掲載するのは不相当であるとして事前に運営管理人によって選出された用語が登録されている。

[要注意用語集 50] ...サーバコンピュータ S 上のデータベース管理システム DBMS によって管理されるデータベースであり、電子掲示板 30 に掲載するものの、電子掲示板 30 に掲載したことに対する社会の反応に注意する必要があるものとして事前に運営管理人によって選出された用語が登録されている。

[類義語辞典 60] ...DBMS によって管理されるデータベースであり、掲載禁止用語集 40 および要注意用語集 50 のメンテナンス時に利用される。

[掲載希望メッセージ] ...利用者が電子掲示板への掲載を希望するメッセージである。ここでいう掲載希望メッセージには、メッセージ本文、タイトル、ハンド

ルネーム（ペンネーム）等、電子掲示板に公開される全ての情報が含まれる。

=== 掲載希望メッセージの登録処理 ===

電子掲示板への掲載希望メッセージを登録する処理の流れを図2のフローチャートに示している。電子掲示板にメッセージを掲載したいと思う利用者は、まず利用者コンピュータをインターネットに接続し、掲載希望メッセージ登録画面のURL（Uniform Resource Locator）を送出する。両者が接続されるとサーバコンピュータSから利用者コンピュータCに掲載希望メッセージ登録画面が送達されてくる。この画面には、掲載希望メッセージ記入欄として「ハンドルネーム」、「タイトル」、「本文」の3つの記入欄が用意されている。また、記入欄の下には「書き込む」、「リセット」の2つのボタンがある。これらの記入欄に所定事項を記入して、「書き込む」のボタンをクリックすると、掲載希望メッセージ記入後の画面情報がサーバコンピュータS側に返送される（100）。

=== 掲載禁止用語集の照合による用語チェック ===

サーバコンピュータSは、返送されてきた画面情報から利用者によって記入された掲載希望メッセージを抽出し（110）、掲載希望メッセージに掲載禁止用語集40に登録されている用語が含まれているかどうかを調査する（120）。調査の結果、掲載禁止用語集40中の用語が含まれていた場合には、当該掲載希望メッセージを発した利用者コンピュータCに対し、メッセージを掲載できない旨が記載された画面（図3）を送信する（130）。また、同時に当該電子掲示板システムの運営管理者の電子メールアドレス宛てに、掲載希望メッセージの電子掲示板への掲載を拒否した旨が記載された電子メール（図4）を送信する（140）。

=== 要注意用語集の照合による用語チェック ===

一方、調査の結果、掲載希望メッセージに掲載禁止用語集40中の用語が含まれていなかった場合には、当該掲載希望メッセージを電子掲示板30に登録する（150）。そしてさらに、サーバコンピュータSは当該掲載希望メッセージに要注意用語集50に登録されている用語が含まれていないかどうかを調査する（160）。調査の結果、要注意用語集50中の用語が含まれていたことが判明した場合には、サーバコンピュータSは、当該電子掲示板システムの運営管理者の電子メールアドレス宛てに、要注意用語が含まれていた掲載希望メッセージを電子掲

示板に掲載したことを通知する電子メール（図5）を送信する（170）。

===用語集のメンテナンス===

掲載禁止用語集40および要注意用語集50のメンテナンスは運営管理人コンピュータMにより行われる。以下は掲載禁止用語集40のメンテナンスについての説明する。本実施例においては、要注意用語集50および掲載禁止用語集40はそれぞれ全く同じ手順でメンテナンスされるので、要注意用語集50のメンテナンスについての説明は省略する。

運営管理人コンピュータMでは、用語集のメンテナンスソフトウェアが稼動している。メンテナンスソフトウェアは運営管理人コンピュータMのディスプレイにメニュー画面を表示して、運営管理人の操作指示を待つ。

運営管理人がメニュー画面にある「用語登録」ボタンをクリックすると、登録したい用語の記入欄が設けられた用語登録画面が表示される。運営管理者が、登録したい掲載禁止用語をこの用語記入欄に記入した後、この画面に設けられた「登録」ボタンをクリックすると、メンテナンスソフトウェアはこの用語が掲載禁止用語集40に既に登録済みであるかどうかを調べる。掲載禁止用語集40に登録が無ければ、メンテナンスソフトウェアはこの用語を掲載禁止用語集40に登録する。一方、この用語が掲載禁止用語集40に既に登録されていた場合には、「既に登録済みです」というメッセージをディスプレイに表示する。

つぎに、メンテナンスソフトウェアは、この用語に類似する言葉を類義語辞典60からピックアップして一覧形式にまとめた類義語一覧画面をディスプレイに表示する。画面上に並べられている各類義語の横には、各類義語ごとに「登録」ボタンが用意されている。運営管理者が、類義語一覧画面から登録したい類義語を選び、その類義語に対応する「登録」ボタンをクリックすると、その類義語が掲載禁止用語集40に登録される。この時、前述した用語の登録の場合と同様に当該類義語と同じ用語が掲載禁止用語集40に既に登録済みであるかどうかを調査され、掲載禁止用語集40に登録されていなければこの言葉を新たに掲載禁止用語集40に登録する。この類義語と同じ用語が既に掲載禁止用語集40に登録されていた場合には、「既に登録済みです」というメッセージをディスプレイに表示する。



メニュー画面の「用語削除」ボタンをクリックすると、用語削除画面が表示される。この画面には、現在掲載禁止用語集40に登録されている用語の一覧が50音順に並べられて表示される。この時、画面の端に用意されているスクロールバーを操作すると画面がスクロールするので画面に表示しきれなかった部分も参照することができる。この画面の検索用語記入欄に適切な検索キーワードを記入すると、このキーワードに該当する用語を先頭に50音順に並べ直した用語一覧が表示される。ここで、各用語の横には各用語に対応する「削除」ボタンが設けられている。運営管理者が、削除したい用語に対応する「削除」ボタンをクリックすると、当該用語は掲載禁止用語集40から削除される。

=== 電子掲示板に掲載されたメッセージの閲覧 ===

電子掲示板を閲覧したいと思う利用者は、利用者コンピュータCをインターネットに接続して電子掲示板閲覧画面のURLを送出する。両者が接続されると、サーバコンピュータSから電子掲示板閲覧画面が送られてくる。利用者が、この画面に設けられている「タイトル一覧」ボタンをクリックすると、利用者コンピュータCからサーバコンピュータSに対してタイトル一覧画面を要求する命令が送出される。サーバコンピュータSは、この命令を受けて電子掲示板30を参照し、新しいものから順番に並べたメッセージタイトルの一覧が掲載されたタイトル一覧画面を、利用者コンピュータCに返信する。利用者が、送られてきたタイトル一覧画面におけるあるタイトルをクリックすると、利用者コンピュータCからサーバコンピュータSに対してメッセージ本文画面を要求する命令が送出される。この命令を受けてサーバコンピュータSは、利用者コンピュータCに対して、そのタイトルに対応するメッセージが記載されたメッセージ本文画面を返信する。

メッセージ本文画面の上部には、「前の記事」、「次の記事」の2つのボタンが設けられている。利用者はこれらのボタンをクリックすることにより、電子掲示板30に登録されているメッセージを登録された時系列順に巡回閲覧することができる。メッセージ本文画面の下部には「リプライ」ボタンおよび「削除」ボタンが設けられている。利用者が「リプライ」ボタンをクリックすると、サーバコンピュータSからこのメッセージに対する返信メッセージを登録する画面が送られてくる。利用者はこの画面に前述した掲載希望メッセージを登録する場合と同じ

要領により返信メッセージを登録することができる。

一方、利用者が「削除」ボタンをクリックすると当該メッセージを登録した本人であることを確認するためのパスワード認証画面がサーバコンピュータ S から送られてくる。利用者は、あらかじめ通知されている正規なパスワードを記入し、この画面をサーバコンピュータ S に送出する。サーバコンピュータ S は、パスワード認証画面が利用者コンピュータ C から送られてくると、パスワードが正規なものであるかどうかを検証する。正規なパスワードであることを確認した場合には、電子掲示板 30 から当該メッセージを削除する。

＝ ＝ 第 2 実施例の要綱 ＝ ＝

第 1 実施例の説明では明らかにしなかったが、この発明のより好ましい実施形態である第 2 実施例の電子掲示板システムでは、個別にアクセス可能な多数の電子掲示板を管理し利用者コンピュータに対して提供する。個々の電子掲示板にはそれぞれの主催者がいて、その主催者の趣意にそって電子掲示板を運営する。

この発明と直接には関係しない事項であるが、このシステムでは電子掲示板の主催者を一般の利用者から募っている。これに応募することで一般の利用者が自分の電子掲示板を主催することができる。たとえばつぎのような手順をとる。利用者コンピュータによりインターネットを通じてサーバコンピュータ S にアクセスし、掲示板主催の申し込み用紙の WWW ページを取り寄せる。そのページに利用者の個人情報（自分の電子メールアドレスが含まれる）を記入するとともに、掲示板主催の趣意や掲示板のタイトルなどの事項を記入してサーバコンピュータ S に伝える。この申し込みについてサーバコンピュータ S にて審査が行われ、合格すれば電子掲示板を主催者として認定される。そしてサーバコンピュータ S は、電子掲示板の主催者と認定した利用者コンピュータに対して、掲示板の運営規則や掲示板 URL およびパスワードなどを伝える。

前記のような手続きで電子掲示板を主催することになった利用者のことを以下では掲示板管理人と称する。サーバコンピュータ S は、URL の異なる多数の電子掲示板を運営しており、それぞれに掲示板管理人が割り当てられている。サーバコンピュータ S は、これら掲示板管理人の個人情報を名簿のような形式で管理している。これら掲示板管理人とは別に、すべての電子掲示板を含むサーバコンピ

ユーザSの運営者であるシステム管理人がいる。第2実施例では、第1実施例における「運営管理人」に相当する人として、サーバコンピュータSの運営者である「システム管理人」と、個々の電子掲示板の主催者である「掲示板管理人」とが存在することになる。この関係を図6に整理して示している。

そして、ある電子掲示板への掲載希望メッセージに前記掲載禁止用語集中の用語が含まれている場合、当該メッセージを発した利用者コンピュータに対してメッセージを掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、メッセージの掲載を拒否した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータの両方に対して通知する。同様に、ある電子掲示板への掲載希望メッセージに要注意用語集中の用語が含まれている場合、要注意用語が含まれたメッセージを掲載した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータの両方に対して通知する。  
 = = = 共通用語集と個別用語集 = = =

また第2実施例においては、掲載禁止用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。そして、ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた掲載禁止用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。つまり、その電子掲示板の掲示板管理人コンピュータに対してのみメッセージの掲載を拒否した事象を通知する。

同様に、要注意用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた要注意用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。つまり、その電子掲示板の掲示板管理人コンピュータに対してのみ要注意用語が含まれたメッセージを掲載した事象を通知する。

これらの通知は第1実施例と同様に電子メールにより行う。サーバコンピュータSが実行する以上の情報処理手順を図7のフローチャートに整理して示してい

る。

＝ ＝ 個別用語集の作成 ＝ ＝

掲載禁止用語集および要注意用語集についての各電子掲示板ごとの個別用語集は、それぞれの掲示板管理人が任意に作成できる。たとえばつぎのような手順をとる。掲示板管理人コンピュータによりインターネットを通じてサーバコンピュータSにアクセスし、掲載禁止用語集および要注意用語集の編集用紙のWWWページを取り寄せる。このページには、掲載禁止用語集および要注意用語集についてのシステム既定の用語（共通用語集）がリストになって記載されている。掲示板管理人は、この共通用語集にリストアップされている用語の中から任意の用語を削除指定できる。削除指定欄に印を記入すればよい。また掲示板管理人は、共通用語集にリストアップされていない用語を追加登録することができる。追加用語欄に任意の用語を記入すればよい。ここで記入された情報がWWWの仕組みでサーバコンピュータSに伝わる。この情報を受けて、特定の掲示板管理人用の個別用語集がサーバコンピュータSにて適宜な論理構造で作成される。

＝ ＝ その他の応用 ＝ ＝

(a) 電子掲示板30、掲載禁止用語集40、要注意用語集50、類義語辞典60などのデータベースは、それぞれ独立して稼動するデータベース管理システムにより管理される構成であってもよいし、前述した実施例のように、これら全てのデータベースが一つのデータベース管理システムによって管理される構成であってもよい。

(b) サーバコンピュータSおよび運営管理人コンピュータMはそれぞれ独立した単体のコンピュータである必要はなく、LANなどで接続された複数台のコンピュータによって構成されるものであってもよい。この場合にはシステム全体のパフォーマンスやコストなどを考慮した最適な状態にデータベースやデータベース管理システム等を配置するとよい。

(c) 前述した実施例においては、掲載希望メッセージに掲載禁止用語が含まれていて電子掲示板への掲載を拒否したことや、要注意用語が用いられているメッセージを電子掲示板に掲載したことなどの事象を運営管理人に対して通知するのに電子メールを用いたが、運営管理人コンピュータ上で所定の管理ソフトウェア

を稼働させて LAN 経由でサーバコンピュータと通信し、掲載を拒否した旨などの情報が運営管理人コンピュータのディスプレイに次々に表示するというものであってもよい。

(d) 前述した電子掲示板システムは、インターネット上で稼働するものであるが、本発明は、パソコン通信のような他のネットワーク形態において稼働する電子掲示板システムにも適用することができる。本発明の適用可否は、ネットワーク形態の種類によって左右されない。

(e) 前述した実施例のように、用語の登録時に類義語を調べて掲載禁止用語集 40 や要注意用語集 50 に類義語を登録してしまうのではなく、掲載希望メッセージの内容を検査する際に掲載禁止用語集 40 や要注意用語集 50 に登録されている用語の類義語を調べるようにしてもよい。このようにすれば、用語集に類義語を登録する作業が必要ない上、掲載禁止用語集 40 や要注意用語集 50 のためのデータベースの記憶領域も節約される。

(f) この発明の特徴の 1 つは、掲載希望メッセージに掲載禁止用語が含まれている場合、そのメッセージは電子掲示板に掲載されないという形で具象化される。ここでの「掲載禁止用語を含んだメッセージは掲載されない」という事象は、ネットワークを通じて電子掲示板を普通に見ている多くの人々にとって、そのメッセージが「掲載された」と認識されない」ということと同義である。したがって、電子掲示板を普通に見ている多くの人々にとって掲載された」と認識されない範囲内において、電子掲示板にメッセージを物理的に記載したとしても、それは実質的に「掲載していない」と同じであり、そのような処理方式を採用したからといって本発明の技術思想の範疇から外れるものではない。

=== 発明の効果 ===

(ア) 掲載するのは不適當であると思われる用語が掲載希望メッセージに含まれているかどうか自動的に検査され、他人を誹謗・中傷するようなメッセージや電子掲示板システムの品位を低下せしめるようなメッセージが電子掲示板に掲載されてしまうのを未然に防ぐことができる。

(イ) 掲載希望メッセージを電子掲示板に掲載しなかった場合には、運営管理人に対してメッセージの掲載を拒否した事象が電子メールにより通知される。これ

により、運営管理人は電子メールを確認するだけで電子掲示板システムが行った処理を逐一把握することができる。

(ウ) 要注意用語が含まれていた掲載希望メッセージを電子掲示板に掲載した旨が運営管理人に電子メールで通知される。運営管理人は、この通知を電子掲示板システムにおける要注意用語についての今後の取り扱いを決定するための有効な判断材料として活用することができる。

(工) 多数の人が主催する多数の電子掲示板を管理するシステムにおいても、個々の掲示板管理人に対するメッセージ検査報告と、すべての電子掲示板の運営責任者であるシステム管理人に対する検査報告とが合目的的に合理的に処理できる。

(オ) 個々の掲示板管理人が独自の掲載禁止用語や要注意用語を登録できるので、それぞれ主催する電子掲示板の趣意に合わせて独自の検査と検査報告のサービスを受けられる。

## 請求の範囲

1. つぎの事項(11)～(16)により特定される電子掲示板システム。

(11) ネットワークを通じて利用者コンピュータと通信するサーバコンピュータであって、電子掲示板機能により利用者コンピュータ間の情報交換を仲介する。

(12) 利用者コンピュータからのリクエストに応答してメッセージ登録画面を送信する。

(13) 掲載希望者がメッセージ登録画面に記入した情報を利用者コンピュータから取得する。

(14) メッセージ登録画面の記入情報のうち電子掲示板に掲載希望のメッセージについて、掲載禁止用語集に照らして検査を行う。掲載禁止用語集には、電子掲示板に掲載することは不相当であるとして事前に選出された用語が登録されている。

(15) 掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれていない場合、当該メッセージを電子掲示板に登録する。

(16) 掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれている場合、当該メッセージを発した利用者コンピュータに対してメッセージを掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、メッセージの掲載を拒否した事象を当該電子掲示板システムの運営管理人コンピュータに対して通知する。

2. 特許請求の範囲第1項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(21)(22)(23)を備える。

(21) 個別にアクセス可能な多数の電子掲示板を管理し利用者コンピュータに対して提供する。

(22) 前記運営管理人として、個々の電子掲示板の主催者である多数の掲示板管理人と、すべての電子掲示板を含むサーバコンピュータの運営者であるシステム管理人とが存在し、これら管理人の通知宛先情報を保有している。

(23) ある電子掲示板への掲載希望メッセージに前記掲載禁止用語集中の用語が含まれている場合、当該メッセージを発した利用者コンピュータに対してメッセ

ージを掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、メッセージの掲載を拒否した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータに対して通知する。

3．特許請求の範囲第2項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(31)(32)を備える。

(31)掲載禁止用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。

(32)ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた掲載禁止用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。

4．特許請求の範囲第3項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(41)を備える。

(41)前記掲示板管理人コンピュータと通信し、前記掲示板管理人の要求に応じて該当する電子掲示板について掲載禁止用語の前記個別用語集を作成する。

5．特許請求の範囲第1項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(51)(52)(53)を備える。

(51)前記掲載禁止用語集に加えて要注意用語集が用意されている。要注意用語集には、電子掲示板に掲載するものの、電子掲示板に掲載したことに対する社会の反応に注意する必要があるものとして事前に選出された用語が登録されている。

(52)掲載希望メッセージについて、掲載禁止用語集に加えて要注意用語集にも照らして検査を行う。

(53)掲載希望メッセージに掲載禁止用語集中の用語が含まれていなくても、要注意用語集中の用語が含まれている場合、要注意用語が含まれたメッセージを電子掲示板に掲載した事象を当該電子掲示板システムの運営管理人コンピュータに対して通知する。



6．特許請求の範囲第5項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(61)を備える。

(61)ある電子掲示板への掲載希望メッセージに要注意用語集中の用語が含まれている場合、要注意用語が含まれたメッセージを掲載した事象をその電子掲示板の前記掲示板管理人コンピュータと前記システム管理人コンピュータに対して通知する。

7．特許請求の範囲第6項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(71)(72)を備える。

(71)要注意用語集には、すべての電子掲示板に共通に設定された共通用語集と、個々の電子掲示板に固有に設定された個別用語集とに論理的に区分されている。

(72)ある電子掲示板への掲載希望メッセージに含まれていた要注意用語が、前記共通用語集ではなくて当該電子掲示板用の前記個別用語集中の用語であった場合、前記システム管理人コンピュータに対する前記通知は行わない。

8．特許請求の範囲第7項に記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(81)を備える。

(81)前記掲示板管理人コンピュータと通信し、前記掲示板管理人の要求に応じて該当する電子掲示板について要注意用語の前記個別用語集を作成する。

9．特許請求の範囲第1項～第8項のいずれかに記載の電子掲示板システムであって、つぎの特定事項(91)を備える。

(91)前記運営管理人コンピュータに対する通知が、それぞれの事象を伝える内容の電子メールを該当の運営管理人の電子メールアドレスに向けて発信することにより行う。

## 要 約 書

利用者コンピュータから送られてくる電子掲示板への掲載希望のメッセージについて、掲載禁止用語集および要注意用語集に照らして検査を行う。掲載禁止用語集には、掲載することは不適當であるとして事前に選出された用語が登録されている。要注意用語集には、掲載するものの、掲載したことに対する社会の反応に注意する必要があるものとして事前に選出された用語が登録されている。掲載希望メッセージに掲載禁止用語が含まれていない場合、これを電子掲示板に登録する。掲載希望メッセージに要注意用語が含まれている場合、そのメッセージを掲載したことを運営管理人コンピュータに通知する。掲載希望メッセージに掲載禁止用語が含まれている場合、そのメッセージを発した利用者コンピュータに掲載できない旨を通知する書状の画面データを送信するとともに、掲載を拒否したことを運営管理人コンピュータに通知する。

図 1

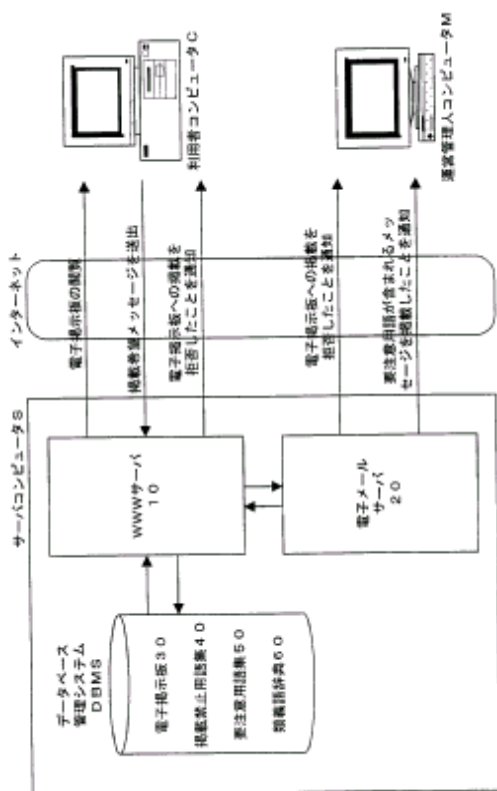


図 2

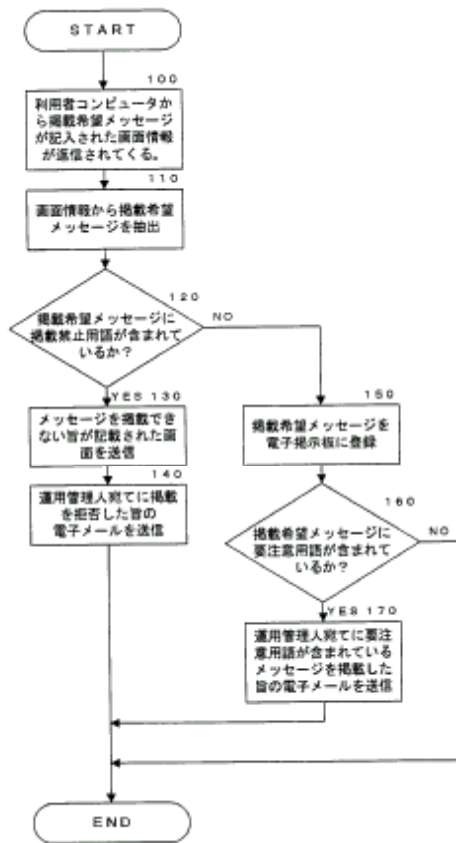


図3

掲載を希望されたメッセージには電子掲示板への掲載に不適当であると思われる下記の用語が含まれているため登録が拒否されました。

登録拒否の理由となった用語

○○○○○○○○  
△△△△△△

図4

運用管理者殿

◎時●分に利用者×××× (E-mail: xxx@yyy.co.jp) から送られてきた掲載希望メッセージには下記の掲載禁止用語が含まれていたため、電子掲示板への掲載を拒否しました。

電子掲示板システム

メッセージに含まれていた掲載禁止用語

○○○○○○○○  
△△△△△△

図5

運用管理者殿

◎時●分に利用者×××× (E-mail: xxx@yyy.co.jp) から送られてきた掲載希望メッセージには下記の要注意用語が含まれていました。

電子掲示板システム

メッセージに含まれていた要注意用語

◇◇◇◇◇◇◇◇

図 6 利用者が、掲示板管理人により管理されている掲示板にメッセージを投稿した場合

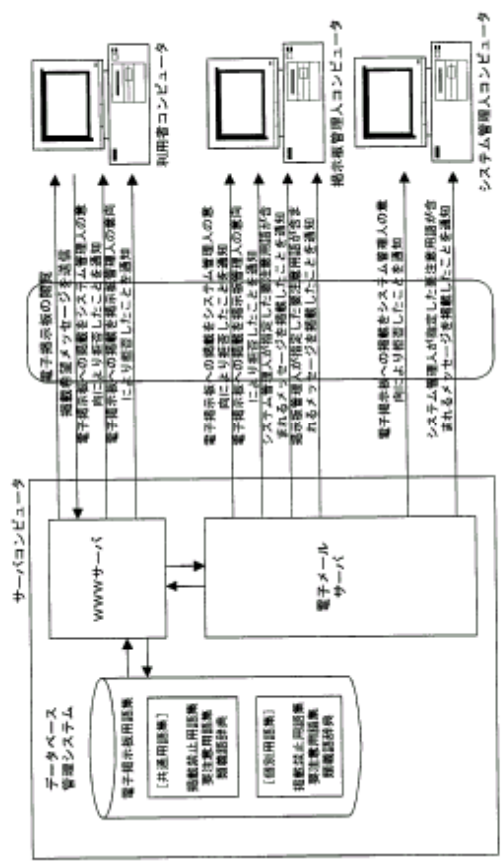


図 7

利用者が、掲示板管理人により管理されている掲示板に  
メッセージを投稿した場合の処理フロー

